

様式第 2 1 （第 3 7 条関係）

高 圧 ガ ス 販 売 事 業 届 書	一般	※ 整 理 番 号	
		※ 受 理 年 月 日	令和 年 月 日
名 称 （販売所の名称を含む。）			
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地			
販 売 所 所 在 地			
販 売 を す る 高 圧 ガ ス の 種 類			

令和 年 月 日

代表者 氏名

橋 本 市 長 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印の項は記載しないこと。

一般高圧ガスの販売事業届出について

1 容器置場のない販売所及び貯蔵量 3 0 0 m³未満の販売所

- (1) 高圧ガス販売事業届書（様式第 2 1）
- (2) 高圧ガス販売計画書
- (3) 販売所の付近見取り図
- (4) 法人の登記簿謄本（個人の場合は住民票） 但し、発行日から 3 ヶ月以内のもの
- (5) 保安台帳・容器受入簿様式見本
- (6) 周知文書見本（周知文書を要する高圧ガスを販売する場合のみ、一般則第 3 9 条）
- (7) 貯蔵する場合、容器置き場の見取り図、ガス別貯蔵明細書
- (8) 販売主任者選任届（免状の写し添付）
- (9) 実務経験証明書（添付を要する場合のみ）

2 上記 1 以外の販売所

①貯蔵量 3 0 0 m³以上 1, 0 0 0 m³未満（第一種ガスは 3, 0 0 0 m³未満）

1 で必要な書類のほか、別途、第 2 種貯蔵所設置届書が必要です

②貯蔵量 1, 0 0 0 m³以上（第一種ガスは 3, 0 0 0 m³以上）

1 で必要な書類のほか、別途、第 1 種貯蔵所設置許可申請書が必要です

【問合先】 〒 6 4 8 - 0 0 7 2

和歌山県橋本市東家六丁目 2 番 1 号

橋本市消防本部 予防課

T E L 0 7 3 6 - 3 3 - 3 7 1 3

F A X 0 7 3 6 - 3 2 - 0 1 1 9

E-mail yobouka@city.hashimoto.lg.jp

高圧ガス販売計画書

(該当するものの□にチェック (✓) を記載)

- 1 販売の目的
☐溶接・溶断用 ☐化学工業用 ☐医療用 ☐スクーバダイビング用 ☐冷媒用
☐気密試験用 ☐その他（ ）

- ## 2 販売区域

- 3 販売の方法・販売する高圧ガスの種類及び最大貯蔵量等
(適宜行を追加すること(別紙でも可))

ガスの区分	ガスの名称	貯蔵量	販売主任者	販売方法	配送方法
		m ³ ・kg	☐ 選任 ☐ 不要	☐ 直送 ☐ 貯蔵	☐ 自社 ☐ 委託
		m ³ ・kg	☐ 選任 ☐ 不要	☐ 直送 ☐ 貯蔵	☐ 自社 ☐ 委託
		m ³ ・kg	☐ 選任 ☐ 不要	☐ 直送 ☐ 貯蔵	☐ 自社 ☐ 委託
		m ³ ・kg	☐ 選任 ☐ 不要	☐ 直送 ☐ 貯蔵	☐ 自社 ☐ 委託
合計		m ³ ・kg	—	—	—

注1 販売主任者の選任が必要な場合は販売主任者届を提出すること。

注2 「直送」とは、容器置場を所（占）有しないで販売すること、「貯蔵」とは、容器置場を所（占）有して販売することを指す。

- 4 帳簿類
- ☐ 法第20条の6第1項及び第60条第1項に基づき、次のとおり備え、記載及び保存します。
- ☐ 引渡先保安台帳（保存期間：引渡継続期間）※様式を添付
- ☐ 容器授受記録簿（保存期間：2年）※様式を添付
- ☐ 周知記録（保存期間：2年）

- 5 周知に関する事項
- ☐ 法第20条の5第1項に基づき、別紙の周知文書を備え、周知します。

- 6 容器の貯蔵について
容器置場の面積 m^2

- 7 法20条の6で定める販売の技術上の基準に関する事項
☐ 別記1のとおり遵守します。

- 8 法第15条で定める貯蔵の技術上の基準に関する事項
□ 別記2のとおり遵守します。

9 法第23条で定める移動の技術上の基準に関する事項

☐ 別記3のとおり遵守します。

10 保安教育に関する事項

☐ 法第27条第4項に基づき、従業者に保安教育を実施します。

11 高圧ガスの供給者名

所在地 _____

名称 _____

代表者名 _____

許可又は届出年月日 _____

許可又は届出受理番号 _____

12 販売所の電話番号等

電話 _____

担当者氏名 _____

13 販売開始予定日

別記 1 (販売に係る基準)

(該当するものの□にチェック (✓) を記載)

高圧ガス保安法第20条の6 第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

【一般高圧ガス保安規則第40条の基準に対応する事項】

- ☐ 高圧ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳（別紙）を備えます。（1号）
- ☐ 充填容器等の引渡しは、容器の外面に使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもって行います。（2号）
- ☐ 圧縮天然ガスの充填容器等の引渡しは、高圧ガス保安法第48条第1項第5号の経済産業省令で定める期間を6月以上経過していないもので行い、かつ、その旨を明示して行います。（3号）
- ☐ 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売するときは、その販売に係る消費設備について以下の基準に適合していることを確認した後に行います。（4号）
 - イ 充填容器等を置く位置は、火気から2 m以上の距離が確保されており、かつ、屋外に置くこと。
 - ロ 充填容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置が講じてあること。
 - ハ 充填容器等を常に40度以下に保つこと。
 - ニ 充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置が講ずること。
 - ホ 充填容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能並びに調整圧力及び閉そく圧力が省令に規定された基準に適合する調整器を設けること。
 - ヘ 配管には、充填容器等と調整器との間の部分にあつては、省令に規定された基準に適合する管を使用すること。
 - ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。
 - チ 調整器と閉止弁との間の配管は、設置工事終了後に気密試験を行い、これに合格していること。
- ☐ 圧縮天然ガスを一般消費者に販売するので、配管の気密試験のための設備を備えます。（5号）

別記2（貯蔵に係る基準）（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

高圧ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項

【一般高圧ガス保安規則第18条第2号】

- ☐ 可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等は、通風の良い場所で保管します。（イ）
- ☐ 充填容器と残ガス容器は区分して保管します。（ロ（6条2項8号イ））
- ☐ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素の充填容器は区分して容器置場に置きます。（ロ（6条2項8号ロ））
- ☐ 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外を置きません。（ロ（6条2項8号ハ））
- ☐ 容器置場の周囲2メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置きません。（容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合以外）（ロ（6条2項8号ニ））
- ☐ 充填容器等は、常に40度以下に保ちます。（ロ（6条2項8号ホ））
- ☐ 圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度65度以下に保ちます。（ロ（6条2項8号ヘ））
- ☐ 充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、粗暴な取扱いをしません。（ロ（6条2項8号ト））
- ☐ 可燃性ガスの容器置場には、携帯電灯以外の燈火を携えて立ち入りません。
(ロ（6条2項8号チ）)
- ☐ シアン化水素を貯蔵するときは、充填容器等について1日に1回以上当該ガスの漏えいのないことを確認します。（ハ）
- ☐ シアン化水素は、容器に充填した後60日を超過して貯蔵しません。（純度98パーセント以上で、かつ、着色していないもの以外）（ニ）
- ☐ 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し又は積載した容器により行いません。（ホ）
- ☐ 一般複合容器等であって当該容器の刻印に示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しません。（ヘ）

別記3（移動に係る基準）（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

高圧ガス保安法第23条第1項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第2項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項

【一般高圧ガス保安規則第50条】

- ☐ 車両の見やすい箇所に警戒標を掲示します。（1号）
- ☐ 充填容器等の温度（ガスの温度を計測できる充填容器等では、ガスの温度）は、40度以下に保ちます。（2号）
- ☐ 15年を経過した一般複合容器等を移動に使用しません。（3号、4号）
- ☐ 充填容器等（内容積5リットル以下を除く。）の転落、転倒等による衝撃防止、バルブの損傷防止措置を講じ、粗暴な取扱をしません。（5号）
- ☐ 次に掲げるものは混載しません。（6号）
 - イ 充填容器等と消防法第2条第7項に規定する危険物（圧縮天然ガス又は不活性ガスの充填容器等（内容積百二十リットル未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充填容器等（内容積が百二十リットル未満のものに限る。）と別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。）
 - ロ 塩素の充填容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充填容器等
- ☐ 可燃性ガスと酸素の充填容器等は、バルブが相互に向き合わないようにします。（7号）
- ☐ 毒性ガスの充填容器等には、木枠又はパッキンを施します。（8号）
- ☐ 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素を車両に積載して移動するときは、消火設備、災害発生防止のための応急措置に必要な資材、工具等を携行します。（9号）
- ☐ 毒性ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときは、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等を携行します。（10号）
- ☐ アルシン又はセレン化水素を移動する車両には、当該ガスが漏洩したときの除害の措置を講じます（11号）
- ☐ 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れません。（12号）

□ 一般高圧ガス保安規則第49条第1項第17号に掲げる高圧ガスの移動の場合は、次の内容を遵守します。(13号)

イ 高圧ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者に当該高圧ガスの移動について監視させます。(49条1項17号)

ロ 前述(49条1項17号)の移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前号の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯します。(49条1項18号)

ハ 当該高圧ガスの移動中充填容器等が危険な状態となつた場合又は当該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じる。(49条1項19号イ～ハ)

(イ) 荷送人へ確実に連絡するための措置

(ロ) 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置

(ハ) その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置

ニ 繁華街、人混みを避ける。(49条1項20号イ)

ホ 運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両1台について運転者2人を充てること。(49条1項20号ロ)

(イ) 一の運転者による連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)が、4時間を超える場合

(ロ) 一の運転者による運転時間が、1日当たり9時間を超える場合

□ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素を移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させます。(14号)

□ 委託で配送する場合は、委託先が基準に従い実施することを確認します。

(記 載 例)

高压ガス販売計画書

(該当するものの□にチェック (✓) を記載)

1 販売の目的

☒溶接・溶断用 ☒化学工業用 ☐医療用 ☐スクーバダイビング用 ☐冷媒用
☐気密試験用 ☒その他 (**家庭用炭酸水メーカー用**)

2 販売区域

〇〇市、〇〇町

3 販売の方法・販売する高压ガスの種類及び最大貯蔵量等

m³・kg どちらか

(適宜行を追加すること(別紙でも可))

ガスの区分	ガスの名称	貯蔵量	販売主任者	販売方法	配送方法
可燃性ガス	アセチレン	〇〇 m ³ ・kg	☒ 選任 ☐ 不要	☐ 直送 ☒ 貯蔵	☒ 自社 ☐ 委託
	水素	〇〇 m ³ ・kg	☒ 選任 ☐ 不要	☒ 直送 ☐ 貯蔵	☐ 自社 ☒ 委託
支燃性ガス	酸素	〇〇 m ³ ・kg	☒ 選任 ☐ 不要	☒ 直送 ☐ 貯蔵	☐ 自社 ☒ 委託
不活性ガス	二酸化炭素	〇〇 m ³ ・kg	☐ 選任 ☒ 不要	☐ 直送 ☒ 貯蔵	☒ 自社 ☐ 委託
合計		〇〇 m ³ ・kg		—	—

注1 販売主任者の選任が必要な場合は販売主任者届を提出すること。

注2 「直送」とは、容器置場を所(占)有しないで販売すること、「貯蔵」とは、容器置場を所(占)有して販売することを指す。

4 帳簿類

- ☒ 法第20条の6第1項及び第60条第1項に基づき、次のとおり備え、記載及び保存します。
 - ☒ 引渡先保安台帳(保存期間:引渡継続期間)※様式を添付
 - ☒ 容器授受記録簿(保存期間:2年)※様式を添付
 - ☒ 周知記録(保存期間:2年)

5 周知に関する事項

- ☒ 法第20条の5第1項に基づき、別紙の周知文書を備え、周知します。

6 容器の貯蔵について

容器置場の面積 〇〇m²

7 法20条の6で定める販売の技術上の基準に関する事項

- ☒ 別記1のとおり遵守します。

該当する別記を添付

8 法第15条で定める貯蔵の技術上の基準に関する事項

該当する別記を添付

☒ 別記 2 のとおり遵守します。

9 法第23条で定める移動の技術上の基準に関する事項

☒ 別記 3 のとおり遵守します。

該当する別記を添付

10 保安教育に関する事項

☒ 法第27条第4項に基づき、従業者に保安教育を実施します。

11 高圧ガスの供給者名

所在地 〇〇県〇〇市△△××番地

名称 〇〇ガス販売株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 ××

許可又は届出年月日 平成〇〇年〇月〇日

許可又は届出受理番号 第〇〇〇〇〇号

12 販売所の電話番号等

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者氏名 △△ △△

13 販売開始予定日

令和〇〇年〇月〇日

高圧ガス引渡先保安台帳

No. _____

保安責任者 _____

引 渡 先	名 称	
	所 在 地	
	消費・引渡場所	
年 月 日		保 安 記 録
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		

(記載事項)

- 1 引渡先に対し行った保安上の指導、助言
- 2 高圧ガスに係る事故、災害時の状況
- 3 施設等の異常の有無並びにその対応措置
- 4 その他保安上の材料となる事項

容器受入明細簿

ガスの種類

[illegible]

ガス別貯蔵明細書

[illegible]